

福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見える化要件について

福祉・介護職員の処遇改善につきましては、平成29年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充も含め、これまで数次にわたる取り組みが行われて参りましたが、「新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）」において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、福祉・介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。

この事を受けて、令和元年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されたところです。

当該加算を受けるためには、下記の要件を満たしている必要があります。

-
- A. 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）を算定していること。
 - B. 職場環境要件について、複数の取組を行っていること。
 - C. 福祉・介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページの掲載等を通じた「見える化」を行っていること。

という3つの要件を満たしている必要があります。

Cの「見える化」要件とは、令和2年度からの算定要件で、情報公開制度や自社のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を公表しているところです。

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取組（賃金改善以外）につきまして、以下のとおり公表します。

	職場環境要件	当法人としての取組
入職促進に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ○法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ○他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 ○職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・内部研修を通じて支援方法の確立を図っている。 ・経験者、未経験者を問わず幅広い採用を行っている。 ・初任者研修の実習受入れや、行事への参加を積極的に行う事で魅力を発信している。
資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○働きながら介護福祉等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害者支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 	<ul style="list-style-type: none"> ・資格取得支援として、勤務の調整等を行う事により、職員が研修や講習を受けやすい環境を整えている。
多様な働き方の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○子育てや家族などの介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 ○職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員か正規職員への転換の制度等の整備 ○業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・産休、育休が取得しやすいうように代替職員の確保を行う。 ・職員の事情に合わせ、職務の選択が可能になっている。 ・心理カウンセラーとの契約により相談しやすい環境の整備を現在行っている。
業務改善の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳、下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢の職員の要望を聞き、放課後等デイサービス事業における児童受入れ業務等整備している。
やりがい・働きがい	<ul style="list-style-type: none"> ○ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善 	<ul style="list-style-type: none"> ・朝礼、夕礼等を行い気になったことを報告している。 ・ヒヤリハットの積極的な活用を行っている。